広島地方裁判所委員会(第47回)議事概要

第1 開催日時

令和4年12月14日(水)午後3時

第2 開催場所

広島地方裁判所大会議室

- 第3 出席者
 - [委員] 岡田純一郎、絹川泰毅、嶋治美帆子、髙本孝、田村耕一、寺本哲也、中川正太、藤川和俊、茗荷浩志、村越一浩 (敬称略 五十音順) [説明者] 金村敏彦(広島簡易裁判所判事)、小田勝彦(広島簡易裁判所庶務 課長)
 - [事務担当者] 山本事務局長、藤井事務局次長、桐山事務局次長、寺田民事首 席書記官、垰田刑事首席書記官、有満総務課長、牧浦総務課長補佐
- 第4 議事(発言者:■委員長、●委員、◆説明者・事務担当者)
 - 1 委員長選任

互選により村越委員が委員長に選任された。

2 議事「調停制度について」

別紙のとおり、裁判所からの説明後、意見交換が行われた。

なお、民事調停手続の概要を説明する際、交通事故を題材にした模擬調停手 続の様子を写した映像を使用した。

3 次回期日及びテーマ等について

令和5年6月8月(木)午後2時30分から、「若年層への法教育の取組み」 で意見交換することとした。 (別 紙)

■: まずは、前回の地方裁判所委員会後の取組についてお話しさせていただきます。

前回は、「裁判の迅速化について」というテーマで、様々な御意見をいただきました。議論の内容については、議事概要を作成し、ホームページに掲載させていただきますが、その内容は裁判所内でも共有、還元し、事件を担当する裁判官や職員の参考にさせていただきます。

裁判所では、民事訴訟、刑事訴訟ともに、審理運営改善に取り組んできており、 検察庁や弁護士会との意見交換についても密に行っております。裁判手続のIT化、 デジタル化については、民事訴訟法が改正され、弁論準備手続だけでなく、法廷審 理をウェブ会議で行うことや、申立てや記録の管理を書面ではなく電子情報で行う ことなど、大きな変化がやってまいります。

委員の皆様からの御指摘があったように、このような変化を、裁判の迅速化も含めたよりよい裁判の実現のためにいかしてまいりたいと思います。

- ■: 本日の地裁委員会のテーマは「調停制度について」になります。刑事裁判や民事裁判は、公開の法廷で行われ、社会的に注目されている事件については新聞やテレビで大きく報道されることで、一般の方にも知られていますが、調停制度は手続が非公開であるということもあって、どういう制度なのかについての一般的な認知度は高くはないのではないかと思います。本年度は、調停制度100周年と節目の年でもあり、当庁でも広報行事を行うなどしましたが、この地裁委員会におきましても、調停制度を取り上げ、その活用の在り方や、広報の在り方について、御意見を頂戴できればと思います。
- ◆: まずは、裁判所から民事調停事件の現状について御説明させていただきます。

民事調停事件は、訴訟と異なり、原則として簡易裁判所で行います。民事調停事件には、宅地又は建物の賃貸、家賃等の増減請求などを扱う宅地建物調停、自動車による人的損害を取り扱う交通調停、借金などの債務を整理して経済的再生を図る特定調停、これらの類型に該当しない民事一般調停など、様々な種類があります。広島簡易裁判所での近年の傾向を見ますと、民事一般調停が全体の約4割強、宅地建物調停及び特定調停がそれぞれ約1割強、交通調停が約1割弱といった割合になっています。

民事調停事件は、裁判官と調停委員が構成する調停委員会が手続を行います。調停委員は豊富な知識や社会経験を有する一般有識者が任命されています。保険会社等で自動車事故の調査を行い、事故原因を分析し、損害額や過失割合を査定することを業務にしているアジャスターの方について、人材の確保が難しい状況にあります。

広島地方裁判所管内の全簡易裁判所における民事調停事件について見てみますと、新しく係属した事件数は、直近3年間では横ばい傾向ですが、長期的に見れば減少傾向にあります。直近の民事調停事件の終了事由の状況ですが、「調停成立」が約3割、調停に代わり裁判所が解決案を決定し、当事者からの異議がなければこの内容で終了する「調停に代わる決定」が約2割となっています。この他、実質的に解決したため調停の申し立てを取り下げるケースもあることを考えると、半数程度は調停手続によって問題解決が図られているものと思われます。直近の民事調停事件の審理期間の状況ですが、全事件の平均が3か月から4か月程度、「調停成立」や「調停不成立」については3か月から6か月程度の幅で終了しています。

裁判所では、民事調停の広報活動として、来庁者や外部関係機関にパンフレットを配付したり、裁判所窓口で書式を交付したり、手続を教示するなどを行っております。とりわけ、令和4年10月1日に調停制度が発足してから100年を迎えたことから、本年度においては調停制度100周年記念行事を行い、市民の方々に参加していただき、模擬調停の実演などを行いました。

◆: 民事調停手続について、手続の概要やその特徴などについてご説明させて いただきます。

民事調停事件は、裁判官と調停委員で構成する調停委員会が手続の主体になります。調停委員は、ほぼ全件において2人の調停委員が担当しています。調停委員には、弁護士のほか、医師、不動産鑑定士、一級建築士といった資格を持つ専門家調停委員も多くおり、事件の内容に応じて担当しています。

手続の主体は調停委員会ですが、当事者から事情を聴いたり、当事者間の調整をする際、裁判官が常に同席するわけではなく、多くの場合は2人の調停委員が行っています。裁判官は、必要な場面では当事者に対して直接事情を聴いたり、説得をするなどの調整をすることもあります。また、調停委員ときめ細かく協議(評議)をし、調停委員会の方針を定めたり、調停委員と共通認識を持つようにしています。調停では、ほとんどの場合、申立人と相手方から、個別に、交互に話を聞いてい

調停では、ほどんどの場合、甲立人と相手方から、個別に、交互に話を聞いています。公平さの観点から、話を聞く時間の長さのバランスにも留意しています。当事者双方から話を聞き、事実関係や主張、希望する解決策などを聴取し、必要があれば、法的な評価や解決方法等について裁判官を加えて評議を行います。評議の結果を踏まえ、調停委員が、当事者に対して、争いのある点について調停委員会の法的評価を説明したり、双方を説得し譲歩を促すなどして合意に向けた調整を行い、合意が成立したら、合意内容を調停条項の形で確認し、調停を成立させます。

民事調停のメリットとして、次のようなことをあげることができます。合意による解決であり納得性の高い解決方法であること、訴訟と異なり理論的な制約が多くないため事件の実情に即した柔軟で妥当な解決が図れること、訴訟に比べて費用も安く、成立すれば解決までの期間が短いこと、非公開の手続であり知られたくないことを他人に知られることがないこと、豊富な知識経験や良識を有する調停委員や事案によっては専門家である委員が関与すること、などです。

民事調停手続のメリットを国民の皆さんに知っていただくとともに、現在の民事

調停手続のやり方に工夫の余地がないかを検討する必要があると考えています。

- ●: 調停室と法廷の数が非常に多いと感じたのですが、一日平均でどのくらい 利用されているのでしょうか。
- ◆: 正確な数字は把握しておりませんが、調停室は10部屋前後あると思います。ただし、現在の事件数はそれほど多くありませんので、一日には大体四、五件程度ですので、同時に使っているのは3部屋くらいのことが多いです。
- ●: 請求金額が幾らというのは言い値でやるんでしょうか。法外な金額は請求 できないといった制限はないのでしょうか。
- ◆: 訴訟は金額の総額の制限がありますが、調停は制限がございません。ですから交通人身事故などでは1億円を超える請求の事案も実際に担当している状況です。
- ■: 訴訟を起こす場合は、訴訟の金額総額140万円が一つの分岐点で、それを 超える請求をする場合は地方裁判所に請求するということになります。
- ●: 民事調停において、医師ですとか、建築士といった専門家の委員が多いとの 御説明がありましたが、これは人数的には足りているのでしょうか。また、医師の 場合、医療過誤で調停を申し立てようとしたとしても、専門の医師がいるのかどう か、例えば整形の問題なのに整形のお医者さんがいないというような状況があるの かどうか、教えていただければと思います。
- ◆: 広島簡裁の調停委員になりますが、内訳としては弁護士と、不動産鑑定士、

税理士など弁護士以外の専門家、そのほかに分けることができます。医師の数がそれほど多いわけではありませんので、もちろん各分野の方がそろっているということは決してありません。ただ素養というのがございますので、ほかの分野の事件でもある程度御担当いただいているという実態にあります。

- ■: 利害の関係で、例えば医師の方だと、担当された医師と、御協力いただいている調停委員の関係が結構近い場合というのも、専門家の世界ですのであったりすると思います。裁判所が専門家の知恵を得るときに配慮していること、専門家の意見を聞くときにどういう人にお願いするかという点で配慮していることについてはいかがでしょうか。
- ●: 医療訴訟の場合は鑑定人を付けるとか、あるいは専門委員から一般的な知見を入れるということがあるのですが、やはり患者さん側と医療機関側との間の対立関係がございますので、双方が納得のいく中立的な先生に担当していただかないとうまく進まないというところがございます。ですので、双方の御意見を聞きながら、この先生はこの出身の大学でこういった経歴でこういった御専門をお持ちなんですけども、この先生を鑑定人に選任指定していいでしょうかというようなことを必ず確認して進めるようにしております。訴訟ですので、広島だけに限るわけではないので、どうしても広島で適任の方が見つからないときには、仙台や札幌などで探すというようなことをやっております。
- ■: 調停委員会の構成の際も今のような裁判所の公平という観点を大事にしながら、調停委員のどなたに付いていただくか決めているというふうに理解していただいたらよいかと思います。
- ●: 同じく専門家調停委員について二つほどお伺いいたします。1点目は、そも

そも専門家調停委員をどういう形で探されたり任命されたりしているのか。それから、実際の事件において、申立人の希望を受けて入ってくるのか、あるいは裁判所が主導的に専門家調停委員を入れるのかを教えてください。

- ◆: まず一つは人材確保の点としては、専門家の方は専門家の団体からの推薦をいただいて選任するということがほとんどです。その中には現在の調停委員から紹介をされるというケースもありますし、団体に正式に推薦を依頼するという、二つのパターンがあります。一般に応募という制度もありますけれども、専門家の方はそういうルートで選任することはまずありません。それからもう一つ、実際の事件で専門家委員を付けるかどうかという点ですが、最初に申立書をいただいた段階で、その事件を見た上で専門家委員を選任するかどうかを判断しているという状況です。当事者の御希望を個別にお聞きするということはやっていないというのが実態です。
- ●: 先ほどの説明の中で、受理件数が、平成20年の4,833、広島簡裁で1,938件というのが、直近では300ないし400という件数になっていると。いわゆる多重債務事件が社会的にも非常に問題になった時期を私も覚えているのですが、それにしてもかなりの数字の落差があって、なおかつ近年、微減傾向にあると。この辺の社会的な背景というのをもう少し具体的に教えていただければと思います。
- ◆: 感想めいたことしか言えないのですが、多重債務の件数は減少していますが、特定調停の減少と一般調停の減少の程度はもちろん大きく違っています。特定調停は激減しており、一般調停のほうも特定調停ほどではありませんが、減少傾向にあります。特定調停が減少したのは、サラ金業者が利率を下げたり、過剰な融資を抑えたりしたこと、過払事件によって随分営業方法が変わったことが大きく原因

になっていると思います。もう一つの一般調停が減少しているのは、原因としてはなかなか分かりづらくて、お互いが譲歩して解決するという方法は余り好まれなくなったのではないか。白黒付けたい、相手をやっつけたいという傾向が、世相になってきているのではないかというのも一つあるかと思います。

- ●: 私も正確な分析はできないんですけれども、印象としてはやっぱり、調停に最初持っていくのが普通じゃないですかって昔考えられてた事件が、いきなり訴訟になって持ち込まれてきているということが多い印象はあります。その原因が何なのかというところは、当事者本人さん、依頼者さんのマインドもあるような気もしますし、弁護士さんのほうとしても、依頼者がそう言うのであれば訴訟を、というような感じになっているのかなと。弁護士さんのほうがあえて、まずは調停やってみましょうよ、というような働きかけをすることは少なくなってきているのかな。まあ全体的にドライになっているのかな、という感じが、私はしております。
- ●: 訴訟を提起した場合においても和解という手続があります。そこで話合いで解決できる道があるので、私どもは最初から調停にするというよりも、まず訴訟を提起してみて、話合いが必要になれば和解でいったらいいじゃないかということを考えますので、必ずしも調停を先にやる必要性を感じないというのがまず1点ございます。もう一つは、民事調停についての情報不足が大きいのではないかと考えています。先ほどの御説明の中で、民事調停が非常に早く終わると伺いました。こんなに早く終わるのかと、ちょっとびっくりしております。訴訟になれば1年、2年かかってしまうけれども、調停になれば相当早く終わるということを弁護士がはっきりと認識できていない。そういった面も含めて、広報していただけると、もう少し増えていくのではないかと思います。

広報をどうするかということで、まず解決の期間が短いということと、専門家の 委員がある程度おられるということに加えて、民事訴訟の場合は、法的な主張をき っちりと組み立てて行わなければ、訴え自体が却下されますが、調停の場合はそのように行わなくても、あるべき解決ができるということがあります。例えば近隣同士の争いで、隣のおじいさんがうちの車を傷付けたときに、このおじいさんにはどうも余り資力がないから家族に払ってもらいたいというような場合があります。訴訟では、通常家族を被告とすることはできないですが、民事調停であれば、家族も含めて話合いで解決していくということが可能で、実際に調停を利用するというケースもあります。このような使い方があるということを、弁護士も分かっていない面があるではないかなと思います。このような面も含めて、利点があることを広報で訴えていくことで、件数は増えていくのではないかと思います。

- ■: 実際に御家族の方に手続に関わっていただくという例はしばしばあるので しょうか。
- ◆: それは少なくありません。家族に限らず、関係する人が入ってきて、利害関係人として支払いをするという解決を見ることもあります。
- ■: 調停の伸び悩みに関しては、裁判所外にもいろいろADR、紛争についてのあっせん、調停を行う機関が社会の中で、専門的な機関が発達してきているということも影響しているんじゃないかということも言われておりますので、減少傾向の原因について、そういう観点からの分析も考えられるということで、御紹介しておきたいと思います。
- ●: 調停が少ないというのは全国的な話なのか広島の話なのか、郡部のほうも 調停はすごい少ないのでしょうか。
- ■: 全国的な傾向と考えていただいていいと思います。広島だけの問題ではな

いです。

あと、郡部がどうかという点で、都市部に比べて顕著に少ないかどうかというと ころまではよく分からないのですが、基本的には増加しているというところは少な いと考えていただいていいかと思います。

- ●: この減っている中で、件数の増えてる案件というか、そういう分野というの はあるのでしょうか。
- ◆: 不動産賃料の事件、賃料改定の事件、これは非常に多いといいますか、全然減ってないという印象はあります。ずっと地価が動いていなかったためにずっと賃料が据え置かれてるので、貸主は高くしたいし、借りてる方は、ずっと低いんだから、古くなってるんだから安くしてほしいと。増額の方向、減額の方向、両方あります。
- ■: そのような事件がきたときに、どのような流れで事件を進めるのでしょうか。
- ◆: やはり不動産鑑定士さんの委員に担当していただくということは多いです。ある程度の地価の動向とか、物件に応じた大体の目安を示していただいていることから、割と解決する割合は高いと考えています。
- ■: 実際に成立するまでの期間や、成立率はいかがでしょうか。
- ◆: 印象にはなりますが、半年ぐらい、三、四回、四、五回ぐらいのやり取りで 成立するパターンが多いと感じます。

●: 迅速ですとか、比較的費用が安いですという言葉ではなく、数値で。例えば 100万円返してくださいというのを裁判でやると、弁護士費用がこのぐらいかかって、大体期間が何か月、1年、2年かかりますとか。でも調停だと、例えば3か月ぐらいで終わりますよ、というふうに、言葉じゃなくて数字で書くほうがいいのかなと思います。例えば3か月ぐらいで調停が終わりますよと言うけど、普通の人は多分裁判もそのぐらいで終わるっていうふうに思ってるんじゃないかと思うんですよね。

もう一つは民事調停、特定調停のパンフレットは、制度ごとのパンフレットになっているんですよね。例えば税務署へ行って確定申告とかしますと、所得税のためのいろんなパンフレットがあるんですけれども、そのときには全部、何々所得、何々所得、・・・給与所得、事業所得、農業所得とか不動産の譲渡所得みたいに、所得の発生する問題ごとのパンフレットになっています。裁判でいうと、貸金の場合のパンフレット、それから不動産賃貸借の場合のパンフレットとか、労働の場合のパンフレットで、相手方も話合いに応じるときには調停がいいですねとか、全然話合いにならないときには、じゃあ裁判。これは簡易裁判所なのか地方裁判所なのかで、それぞれどのぐらい費用がかかったり、どういう手順、手続なのかみたいなものがあると、比較の中で、調停はすごくいいなという形で打ち出し方はあるのではないかなと思っています。

三つ目は中身の書き方ということになるのですが、これは利用される方の心持ちがいろいろあると思いますが、通常のADRとかではなくて、やっぱり裁判所でちゃんとやってほしいっていう人は、恐らく何がしかの基準だったり、法的な基準だったり決まり事を根拠として、正義というか、公平というか、それで判断してほしいなというニーズがある一方で、裁判みたいにがちがちにしてほしいわけじゃないと。もっといろいろ事情も組んだ上でもっと柔軟な判断もしてほしいという。だからいいとこ取りができますよというところはかなり打ち出してもいいのかなというふうには思っています。

- ●: 調停の良さを実感するということで数字を出していただくということに関連してですが、調停の良さを実感するということで非公開ということがありますね。この非公開の手続が本当に良いということを実感する例としては、名誉棄損で不法行為があるから損害賠償を請求するといった場合に、訴訟ですと公開法廷になってしまいますから、二次的な被害になるということを恐れて提起しないということが考えられます。その場合に調停ですと非公開ですから、それは一切、こういう調停があることすら隠されて、そして進んでいきますよというようなことがあって、このような具体的な事件を参考例としてパンフレット等に書いていただくと、利用しようかなということに進むんじゃないかなと思いました。
- ●: 私がかつて法務担当、裁判対応担当のときに、企業トラブルを解決するのに、どの手法がいいのか悩んだ経験がございます。そういう意味では、一覧表というか、手法を比較できるものというものは、我々一般の民間企業にとってはすごくいいツールになるのではないかな、と思います。たまたま当社の顧問弁護士の先生が、まずは調停からやりましょうということでしたので、私自身、調停から始める事案を経験しているのですが、経験するまでは、調停って何、というようなところがあって、民間企業にとっては一般的な感想だと思います。そういう意味では、周知活動ということでいえば、先ほどまさに動画を見せていただいたように、最近は一見して分かるといったところがすごく求められていると思います。そういった動画ですとか、デジタル情報を使った活動で地道に広めていくといいのではと。例えば病気になったら病院に行く、というのが当たり前のように、何かトラブルに巻き込まれたら裁判所に相談するみたいな、そんな空気作りといいますか、そういったところを地道に取り組んでいく、というところに尽きるのかなと思いました。

■: 模擬調停の映像のようなものでも、あったほうがイメージがわくのでしょ

うか。

- ●: 実際にどんな部屋で、どんな空気感で話をするのかなというのが、既にトラブルを抱えているということだけで、当事者はどきどきの心境の中で対応しているかと思いますので、先ほどの動画は、私にとってはとても分かりやすい動画だな、というように感じました。
- ●: 私も賛成で、具体的な名前を出していいのかどうかあれですけど、例えばユーチューブとか、そういうところに出すとか。私は民間でよくやっているのは、今インフルエンサーと言いまして、影響力の非常に高い、発信力のあるSNSのそういった方々に依頼をして、一気に広めるというようなことを、やったりとかしています。そういうのを活用するのもいいのかなというのが一つ。もう一つ手続が簡単のところをみんなで周知をしていこうと思っても、そこで難しいって人がいると思います。そこで、窓口であるとかウェブサイトの入り方の部分を工夫して、例えばアドバイザーを付けて、相談するような方を一人置いて、手続をしやすくするとか。そういうふうな工夫をすると非常に増えてくるのかなとは思いました。
- ■: 裁判所は公平性を保たないといけないので、相談に乗るときに肩入れをしてしまうような流れになったらいけないということがあって、手続を教えることはできるのですが、相談に乗るというのが、難しいところがあります。
- ●: 模擬調停ですが、さっき仰っていた不動産とか、今悩まれている方が多い方が参加される方も多いかなと思います。模擬調停で扱った交通事故はちょっと難しいかなと思いました。

賃料の改定の話は、なるほどと私も思いました。悩まれてる当事者の方が多いだろうと思われる題材を取り上げて、そのような方がアクセスしやすいようにするの

がいいかと思いました。

■: 交通事故は現状、訴訟の中で、簡裁、地裁問わず、解決するのに悩ましい事件の類型で数も多いです。

●: どうしても民事の紛争解決は訴訟中心という発想になってしまいますので、まず訴訟以外の解決手段があるということを、もう少し強くアピールしてもいいのではないかと思います。そして調停、審判、仲裁、多種多様な手続があるわけですから、そのメリット、デメリットを、ユーザーが選べるような形で提示していくのが一つポイントになるのかなと思ってます。やはり最初に相談する弁護士さん、法テラスの方にもう少しメニュー表に乗せていただけるような取組をすると、民事調停のよさも伝わるのではないかなと感じました。

●: 1年か2年ぐらい前に裁判所ってどんなとこっていうやつで、ユーチューブで公開したと思うんですけど、その反響というか、どのぐらいの再生回数があったか分かりますか。若者はどっちかというとパンフレット見るよりもそちらの方を見ることになると思うので。どのぐらい効果があったのかという検証ができていたら、教えていただきたいと思います。

■: 再生回数については、今手元に持ち合わせておりませんので、次回の地裁委員会で御紹介をして、その上で広報のあり方について御報告したいと思います。

非常に貴重な御意見を多数いただきました。これから簡裁、地裁の民事調停の周 知方法も含めた今後の運営について考えていきたいと思います。

以上